

県知事選挙・県議会議員補欠選挙(安佐北区選挙区)

11月9日(日)は投票に行きましょう

●投票できる人

【県知事選挙】

平成19年11月10日までに生まれた人で、今年10月22日時点で、市内に住所があり、引き続き3カ月以上住んでいる日本国民(7月22日までに住民基本台帳に記録された人)

【県議補欠選挙(安佐北区選挙区)】

平成19年11月10日までに生まれた人で、今年10月30日時点で、安佐北区内に住所があり、引き続き3カ月以上住んでいる日本国民(7月30日までに住民基本台帳に記載された人)

●転入・転出した人はご注意ください

住所を異動した人は、投票できる選挙や場所が異なる場合があります。詳しくは、お住まいの区の選挙管理委員会へお問い合わせください。

●投票時間は7:00～20:00

例外として、南区の似島集会所は6:00～18:00。南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は7:00～18:00です。

●点字投票や代筆による投票も

視覚に障害がある人は点字投票ができます。病気やけがなどのため自分で記入できない人は、職員の代筆により投票ができます。投票所職員にお申し出ください。

●期日前投票のご利用を

投票できる場所は、住所地(選挙人

名簿登録地)の区役所、区内の出張所(似島出張所は除く)です。連絡所ではできません。

【日時】10月24日(金)(県議補欠選挙は11月1日(土))～11月8日(土)の8:30～20:00(土・日・祝も投票できます)

●区役所・出張所以外でも期日前投票ができます

【広島駅南口地下広場】

日時	投票できる人
11/5(水)～7(金)の10:00～20:00	市内各区の選挙人名簿に登録されている人

【イオンモール広島祇園店3階イオンホール】

日時	投票できる人
11/6(木)～8(土)の10:00～20:00	安佐南区か安佐北区の選挙人名簿に登録されている人

●選挙公報を配布します

選挙公報を朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込みます。区役所、出張所、公民館、区民文化センターなどでも、届き次第配布します。

区市選挙管理委員会(☎504-2513、☎504-2519)、各区選挙管理委員会(ファクスは4㉵左)

区	電話番号	区	電話番号
中	504-2544	安佐南	831-4927
東	568-7703	安佐北	819-3959
南	250-8934	安芸	821-4903
西	532-0925	佐伯	943-9753

ふるさと納税でNPO法人を応援

公共的サービスの担い手となっているNPO法人を応援し、自主的・自発的な市民活動を推進するため、ふるさと納税寄付金を活用したNPO法人への支援制度があります。

園市民活動推進課(☎504-2113、☎504-2066)

応援したいNPO法人を支援

この支援制度は、市の認証か認定を受けているなど一定の要件を満たした対象NPO法人*の中から応援したい法人を指定し、ふるさと納税を活用して支援(寄付)ができる制度です。

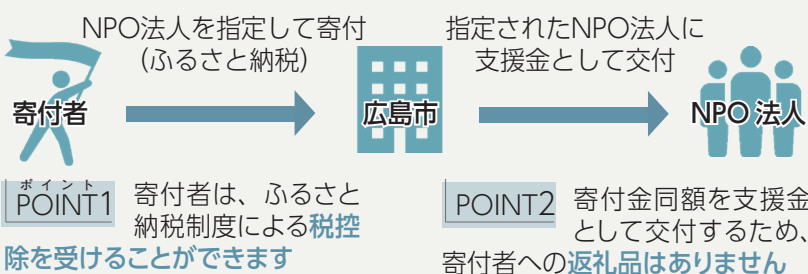
*令和7年10月1日時点で58法人あります

寄付者が指定した法人に支援金として交付

市は、寄付金を、寄付者が指定した法人に支援金として交付します。昨年度は、1,330万6450円を延べ32法人に交付しました。制度や実績など、詳しくは市ホームページで。



応援する気持ちがNPO法人に届きます



レポート

温かな食事とほっとできる居場所のために

本制度の寄付対象団体の一つ、NPO法人食べて語ろう会が運営する「基町の家」。さまざまな事情を抱えたこどもたちや高齢者に、無償で食事や居場所を提供しています。



中本さんと食卓を囲む若者

写真)が40年以上個人で取り組んできた活動を地域の人々に引き継ぐため、2015年に設立しました。「毎日の食事作りは大変ですが、こどもたちの笑顔のため、多くの人の支援をいただきながら活動を続けていきたい」と中本さん。スタッフと共に毎日約60食分を用意して待つ部屋は、誰もがほっとできる居場所です。



同NPOは、理事長の中本忠子さん(91・右

個人市民税・県民税の主な改正

令和8年度からの個人市民税・県民税の主な改正について、紹介します。

給与所得控除の見直し

最低保障額が10万円引き上げられ、65万円(改正前55万円)となります。

所得要件などの見直し

次のとおり、扶養控除の対象となる扶養親族の所得要件などが改正されます。

所得要件など	改正前	改正後
同一生計配偶者の前年の合計所得金額	48万円以下	58万円以下
扶養親族の前年の合計所得金額	48万円以下	58万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額	48万円超133万円以下	58万円超133万円以下
雑損控除の適用を認められる親族に係る前年の総所得金額等	48万円以下	58万円以下
ひとり親の「生計を一にする子」の前年の総所得金額等	48万円以下	58万円以下
勤労学生の前年の合計所得金額	75万円以下	85万円以下
家内労働者などの特例の必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円

特定親族特別控除の創設

納税義務者が特定親族(※)を有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の前年の合計所得金額に応じて最高45万円を控除する特定親族特別控除が創設されます。

※特定親族とは、以下のいずれにも該当する人

- 納税義務者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者、白色事業専従者は除く)
- 前年の合計所得金額が58万円超123万円以下

【特定親族特別控除額】

特定親族の前年の合計所得金額	特定親族特別控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円
123万円超	0円

園市民税課(☎504-2263、☎504-2129)、各市税事務所市民税係・税務室(下記)

市税事務所	区	電話番号
中央(中区役所内)	中	504-2564
	南	504-2751
東部(東区役所内)	東安芸	568-7719
西部(西区役所内)	西	532-0942
	佐伯	532-1012
北部(安佐南区役所内)	安佐南	831-4935
	安佐北	831-5016

税務室	電話番号
南(南区役所内)	250-8946
安芸(安芸区役所内)	821-4913
佐伯(佐伯区役所内)	943-9716
安佐北(安佐北区役所内)	819-3913

詳しくは市ホームページで

市HP ページ番号 1041687



広島広域都市圏

はっしー漫遊記 145

わがまち 今昔物語

ひろしま都市犬はっしー

市は「200万人広島都市圏構想」の実現に向け、近隣32市町と連携・交流を進めています。

広島広域都市圏 検索

邑南町「国史跡 久喜銀山遺跡」

邑南町久喜には、かつて銀や鉛を多く産出した久喜銀山の遺跡が残っています。16世紀中頃に毛利元就によって開発が進められ、17世紀初頭までに約7トンの銀を産出したとされ、国内有数の銀山として栄えました。

現在も、往時の繁栄を物語る採掘跡や製練関係の遺構が残っています。2021年には国史跡に指定され、地域の人々による保存活動が続けられています。

私が紹介します!

邑南町産業支援課 やないかいしん 柳井海心さん